

## 第1回

# 除染廃棄物等の処分に従事する労働者の放射線障害防止 に関する専門家検討会

平成24年12月4日(火)  
18:00～20:00  
労働基準局第1・2会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 除染廃棄物等の処分に従事する労働者の放射線障害防止対策について
  - (2) その他
- 3 閉会

### 資 料

- 資料1 開催要綱・参集者名簿
- 資料1-1 除染作業等に関する法令の適用関係等
- 資料2 検討会の進め方について(案)
- 資料3 「特定廃棄物関係ガイドライン」素案の第4章「中間処理の基準」  
(第13回災害廃棄物安全評価検討会の資料2)
- 資料4 「指定廃棄物の最終処分場等の構造に関する考え方について」  
(第14回災害廃棄物安全評価検討会の資料4)
- 資料5 産業廃棄物最終処分施設(フクシマエコテッククリーンセンター)
- 資料6 「東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質による環境汚染の  
退所において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」  
(平成23年10月29日付け環境省文書)
- 資料7 放射性廃棄物管理の例(門馬委員提出資料)
- 資料8 廃棄物処理の概要と施設管理(大迫委員提出資料)
- 資料9 除染廃棄物の焼却処理の検討にあたって(鈴木委員提出資料)
- 資料10 対策の検討に当たっての論点

## 除染廃棄物等の処分に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会 開催要綱

### 1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）に汚染された廃棄物等の処分の業務については、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）が適用されることとされている。今後、除染等の進展に伴い、廃棄物等の中間処理や最終処分等の業務が行われる見込みとなっており、これらの業務に従事する労働者の放射線障害防止対策について検討を行う必要がある。

このため、厚生労働省において、有識者の参集を求め、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物等の処分の業務に従事する労働者の放射線障害防止対策のあり方について検討会を開催する。

### 2 検討項目

#### (1) 対象施設

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物等を取り扱う以下の施設

- ア 焼却施設
- イ 破砕等施設（減容濃縮施設）
- ウ 中間貯蔵施設
- エ 遮断型埋立施設（最終処分施設）

#### (2) 放射線障害防止対策の検討

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物等を焼却、破砕等（減容濃縮）、中間貯蔵、埋め立てる等の業務における放射線障害防止対策

- ア 施設内の外部線量率、空气中濃度の限度
- イ 非密封の放射性物質の取扱方法
- ウ 施設の構造要件
- エ 容器の使用
- オ 保護具の使用
- カ 作業規程の作成
- キ 特別教育の実施
- ク 作業環境測定の実施
- ケ その他必要な事項

### 3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

### 4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業秘密等を取り扱うなどの場合においては、非公開にすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。

## 参集者（五十音順）

大迫 政浩	独立行政法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長
杉浦 紳之	独立行政法人放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター長
鈴木 俊二	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 担当部長
名古屋 俊士	早稲田大学理工学術院 教授
松村 芳美	公益社団法人産業安全技術協会 参与
森 晃爾	産業医科大学 産業医実務研修センター長 教授
門馬 利行	独立行政法人日本原子力研究開発機構 福島技術本部福島環境安全センター 技術主幹

## オブザーバー

東 利博	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 指定廃棄物対策チーム 室長補佐
胡桃沢 博司	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐
中野 哲哉	環境省 水・大気環境局 総務課 課長補佐

# 除染作業等に関する法令の適用関係等

施設内管理状態  
での放射線業務

施設外における除染等業務  
(汚染物質を取り扱う業務)  
＜除染等業務ガイドライン＞

2.5 $\mu$ Sv/h超作業場所での  
汚染物質を取扱わない  
業務(特定線量業務)  
＜特定線量業務ガイドライン＞

**【検討部分】**  
除去土壌・  
汚染廃棄物の  
処分  
  
(施設内での  
中間処理、最終  
処分等)

廃棄物収集  
等業務  
  
(除去土壌・  
汚染廃棄物  
の収集・運  
搬・保管)

除染特別  
地域等での  
  
土壌等の  
除染等の  
業務

除染特別地  
域等での  
  
特定汚染土  
壌等取扱業  
務  
(土壌等の  
除染等業務  
以外)

除染特別  
地域等での  
  
特定線量  
業務  
(2.5 $\mu$ Sv/h  
超の場所  
での業務)

**【今回検討部分】**  
電離放射線障害  
防止規則適用  
(施設内における  
管理された状態  
での放射線業務)

改正前の除染電  
離規則適用  
(施設外における  
除染等業務)

改正除染電離則  
(特定汚染土壌  
取扱業務、特定  
線量業務)  
(H24.7.1施行)

放射能濃  
度  
1万Bq/kg

## 検討会の進め方について(案)

### 1 対策に盛り込むべき事項の検討

- (1) 検討会は、除染等廃棄物の中間処理や最終処分等の業務に従事する労働者の放射線障害防止のため、必要な措置について専門的見地から検討し、報告書を取りまとめる。
  - ア 可能な限り多様な除染等廃棄物を取り扱う作業の内容を収集し、具体的かつ実用的な対策を盛り込んだ対策の原案を作成する。
  - イ これら対策は、労働者を対象とするが、必要に応じて、農業従事者等、自営業者が活用することもさしつかえない。
- (2) 必要な措置の検討に当たっては、すでに施行されている電離則、除染電離則及び環境省の基準との整合性に留意する。

### 2 法令改正案及びガイドライン等の作成

- (1) 厚生労働省は、検討会の報告を踏まえ、必要事項について、法令改正案を作成し、パブリックコメント、労働政策審議会等への諮問・答申、公布後一定の周知期間を経た上で法令を施行する。
- (2) さらに、厚生労働省は、検討会のご意見を伺いつつ、事業者向けのガイドライン等を作成する。

### 3 今後のスケジュール

- (1) 検討会の開催予定
  - ア 第1回 12月4日 18時00分～20時00分(現状把握、論点提示)
  - イ 第2回 12月25日 10時00分～12時00分(論点ごとの議論)
  - ウ 第3回 1月15日 15時30分～17時30分(骨子案提示、議論)
  - エ 第4回 1月30日 15時30分～17時30分(報告書案提示、議論)
  - オ 報告書の公表 2月上旬
  - カ 第5回 2月27日 15時30分～17時30分(ガイドライン等)
  - キ 第6回 3月15日 15時30分～17時30分(ガイドライン等)